

増えています！

各世代で注意したい消費者トラブル

高齢者編

事例

1

定期購入トラブル



健康食品や化粧品などの通信販売で、「初回無料」の広告を見て申し込んだところ、複数回の購入が条件だったという相談が多く寄せられています。購入条件を十分に確認し、広告や最終確認画面はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
※通信販売はクーリングオフができません。

事例

2

架空請求トラブル



電話やメールなどで不安をあおり、身に覚えのない料金の支払いを求める手口です。見覚えのない電話番号にはすぐに応答せず、個人情報や安易に伝えないようにしましょう。金銭や電子マネーの支払いを求められても絶対に応じず、消費者ホットライン☎188(下記)などに相談してください。

事例

3

点検商法トラブル



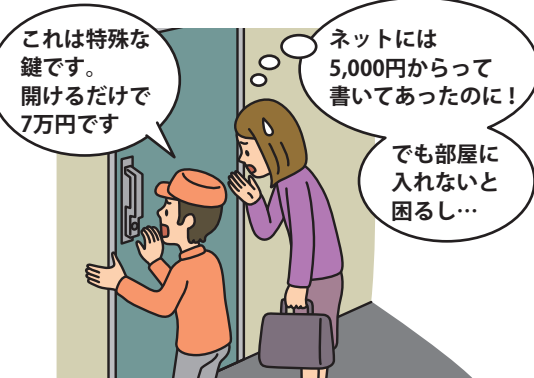
給湯器や分電盤などの点検時に、「このままでは火事になる」「今すぐ交換が必要」などと不安をあおり、工事の契約を迫る手口です。「点検」や「修理」と言われても安易に信用せず、本当に必要な工事が確認しましょう。また、その場ではすぐに契約しないで、家族や信頼できる人に相談しましょう。

若者編

事例

1

出張開錠サービストラブル



インターネットで見つけた「数千円～」と掲載する事業者が開錠を依頼したところ、10万円前後の高額な料金を請求されたという相談が寄せられています。高額な請求を受けても、その場ですぐに支払わず、まずは消費者ホットライン☎188(下記)などに相談してください。

事例

2

賃貸住宅退去トラブル



契約時は、禁止事項や退去時の費用負担についてよく確認し、内容を理解したうえで契約しましょう。退去時は入居時と同様に、貸主側と一緒に部屋の状態を確認し、写真を残しておく、退去費用を巡るトラブルの防止につながります。また、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

事例

3

副業トラブル



「簡単に稼げる」「必ずもうかる」といった広告には注意が必要です。高額な登録料やサポート料を請求される場合があります。個人情報や安易に伝えたり、遠隔操作アプリをインストールしたりしないようにしましょう。また、その場で判断せず、内容を十分確認しましょう。

小田急バスで注意喚起しています

10月の東京都消費者月間に合わせて、10月18日(日)～24日(土)に、三鷹・武蔵野地域を走る小田急バスの車内でサイネージ広告を掲出します。



消費者ホットライン☎188

消費者ホットラインは、全国共通の電話番号で、お近くの消費生活相談窓口を案内します。消費生活に関するトラブルで困ったときは、消費者ホットライン☎188(通話料定額プランの対象外)、または三鷹市消費者相談室☎0422-47-9042へご相談ください。